

一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会 会員規約

第1条 総則

1. この法人は、日本医療福祉教育コミュニケーション協会（以下「当法人」という。）と称し、運営は定款に定める事務局が行う。
2. 「日本医療福祉教育コミュニケーション協会」の目的は、一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会定款（以下「定款」という）で定める事項とする。
3. 本規約は、当法人の定款の定める会員に適用する。

第2条 会員

当法人の会員は以下の通りとする。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人又は団体をいう。当法人の社員総会への参加資格を有する。（団体とは、法人、任意団体、公共団体及び組合等をいう。以下同様とする。）
- ② 一般会員 当法人の行う研修、講座又は講演会等に参加するために、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人又は団体をいう。
- ③ 賛助会員 当法人の事業を賛同し、援助することを目的に、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人又は団体をいう。

第3条 入会

1. 会員として入会しようとするものは、事務局の定める入会申込書により、当法人の理事長に申込むものとする。
2. 理事長は、理事と審査のうえ、入会を拒否する正当な理由がない限り、入会申込書を受理し、入会を承認しなければならない。
3. 理事長が前項の者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付けた書面を持って当該申込者にその旨を通知しなければならない。通知は事務局がおこなう。
4. 以下の事項に該当する場合は、入会を承認しない。
 - ① 入会申込書の記載に、虚偽があった場合。
 - ② 入会申込後、一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
 - ③ 過去に、当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
 - ④ その他、当法人が会員契約を結ぶことを不適当と判断した場合

第4条 入会手続き及び成立

理事長の承認があった時をもって入会成立とし、事務局が、その旨を申込者に、申込者の希望する方法により通知する。入会承認の通知を受けたものは、入会申込書に記載の方法により、速やかに会費を納入しなければならない。

第5条 入会の不承諾

理事長が入会を承認しなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込みは申込日に遡って取り消すことができる。既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金する。

第6条 会員証

1. 会員には、会員証を発行する。
2. 会員証は、他人に譲渡、貸与してはならない。
3. 会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に連絡し、再発行の手続きをとらなければならない。会員証の再発行において、会員は事務手数料として800円を事務局に納入するものとする。

第7条 会員証の利用

会員は、本規約及び会員証それぞれに定められた規約を遵守し会員証を利用するとともに、会員証の提示を求められた場合には、速やかにこれを提示しなければならない。会員証の提示がない場合、会員特典の利用を断ることがある。

第8条 会費

1. 会員は、毎年当該会費を納入しなければならない。
2. 会費は、次のとおりとする。
 - ①正会員 個人会員 年会費3,000円
団体会員 年会費20,000円
 - ②一般会員 個人会員 年会費1,000円
団体会員 年会費5,000円
 - ③賛助会員 個人会員 年会費10,000円
法人会員 年会費50,000円
3. 年会費は入会成立日より1年間の会費をいう。
4. 本規約第10条に基づき、前項の定める1年間の途中で会員種別を変更した会員は、変更に伴う不足金が生じた場合は、その不足分の会費を速やかに納入しなければならない。ただし、第14条の定めにより当法人から差額の返金はしない。

第9条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、第4条の定める入会成立日より1年間とする。
2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとする。
3. 当法人は、会員に対し、前1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認することができる。

第10条 会員種別の変更

1. 会員は、事務局に会員種別の変更を書面にて申し出ること、会員種別を変更することができる。

2. 事務局は、正当な理由がない限り、会員種別の変更を認めなければならない。
3. 事務局は、前項のものの会員種別の変更を認めないときは、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 会員は、会員種別の変更による新たな会員証再発行にかかる事務手数料等として 800 円及び会員種別変更による不足金を、速やかに事務局に納入しなければならない。
5. 会員種別の変更は、1 年間に 2 回以上の変更はできない。

第 11 条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を失う。
 - ①会員が、所定の退会届を提出したとき。
 - ②会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
 - ③団体の場合、その団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
 - ④会員が、会費を継続して 1 年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
 - ⑤除名されたとき。
2. 会員が、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を返却しなければならない。

第 12 条 会員の退会

会員は、事務局が別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

第 13 条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えられる。

- ①定款、本規約に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第 14 条 会費及び拠出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しない。ただし、第 5 条に定める場合を除く。

第 15 条 会員の権利

1. 正会員は社員総会での議決権を有し、その数は 1 会員につき 1 議決権とする。また、当法人の活動、事業に参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できるものとする。
2. 一般会員ならびに賛助会員は総会での議決権を有しない。ただし、当法人の活動、事業に参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画することができる。
3. 会員は下記の特典を受けることができる。ただし、会員の種類によって、特典を受けられない場合もあることを了解する。

- ①当法人が主催する講演・勉強会等の優先受付と受講料の割引。
- ②当法人が主催する検定の会員価格での受験。
- ③当法人が会員に対して発行する資料の提供。
- ④当法人が主催する情報交換会や懇親会への参加。
- ⑤当法人の定める申込み手続きをおこない、当法人の承認を得た場合は、当該申込みをした会員の主催するセミナー、講演会、イベント等において、当法人が別に定める協力を受けることができる。
- ⑥その他当法人が別に定めた特典。

第 16 条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第 15 条に定める会員の権利を凍結するものとする。ただし、会員資格の喪失は、本規約第 11 条に定めるとおりとする。

第 17 条 会員の義務

1. 会員は、本規約第 8 条に定める会費を納入しなければならない。
2. 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。
3. 会員は、事務局の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければならない。
4. 会員は、当法人の活動を通じ、知り得た個人情報、当法人の運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続されるものとする。

第 18 条 会員の活動

1. 会員は、支援活動や個人的活動に関わらず、当法人の名のもとに活動する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。理事会の了承の無い会員の自発的活動については、例えば会員が当法人の身分を名乗り、その 自発的活動に関係した者が当該会員の身分・活動をどのように理解していようと、当法人は一切の責任を負わない。
2. 当法人が、会員に要請した活動、あるいは会員から事前申請がありこれを了承した活動については、当法人は一定の責任を有する。従って、当法人はその責任を果たすため当該活動を一定の管理下に置き、会員に活動の報告を求め、相談に応じ、指導・監督を行うことがある。
3. 当法人が定めた商号及び商標等を利用する場合は、理事会の承認を経て、一定の利用料を徴収する。

第 19 条 禁止事項

会員の下記の行為は理由のいかんに関わらず固く禁止する。

- ①会員が、本規約第 15 条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させること
- ②会員が、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用し

て活動すること

- ③他の会員に対する特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動、若しくはこれに類似する行為。
- ④当法人の活動において、特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる政治活動や選挙活動、若しくはこれに類似する行為。
- ⑤当法人の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為。

第20条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

会員（本条においては、入会申込者を含む。）は、当法人が知り得た会員の個人情報（以下「会員情報」という。）を、次の各号に定める利用目的の範囲内で当法人が利用することに同意するものとする。

①第3条に定める入会審査のため。

②本協会の運営上必要な事項を会員に知らせるため。

2. 会員は、当法人が、その目的を達するための事業を行うにあたり、外部委託事業者や協力者（団体）等に、必要な範囲で、会員に関する情報の提供がなされる場合があることを承認するものとする。

3. 前項の規定において、会員が自己の会員情報の提供を望まないときは、当法人の運営上必要上やむを得ない場合、または関係法令もしくは本規約の他の条項により許容される場合を除き、当法人は第三者に対し前記情報を提供しない。

4. 当法人、外部委託事業者及び協力者（団体）等は、第1項により知り得た会員の情報について、別途提示するプライバシーポリシーに従って管理をおこない、会員のプライバシーの保護に十分注意しなければならない。

第21条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとする。

2. 当法人は、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知しなければならない。

第22条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、その結果生じた如何なる不利益について、当法人に対して損害賠償等を一切申立てることはできない。

2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって当法人が損害を受けた場合は、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなければならない。

3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続する。

第23条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、当法人には一切の責務は無いものとする。

2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、当法人は一切関知しない。

第24条 管轄裁判所

会員規約及びが当法人行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とする。

第25条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と当法人の間で協議を行い、円満かつ迅速に解決しなければならない。

第26条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用される。

附則

本会員規約は2011年5月18日より実施する。